

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第九号

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県社会福祉審議会設置条例（平成十二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

第六条第一項中「第七十七条第四項各号」を「第七十二条第四項各号」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。